

災害弱者一人ひとりに避難計画

災害時に自力避難が難しい障がい者や高齢者などの「個別避難計画」の策定を法律で定めるべし、という公明党の主張が実を結び、本年5月20日、計画策定を自治体の努力義務とする改正災害対策基本法が施行されました。

県内33市町村のうち、2団体は既に計画を策定済み、20団体が策定に取り掛かっています。市町村間で課題や経験を共有し、取組を標準化するために、県には福祉と防災の縦割りを排し、積極的に関与することが求められます。



神奈川県議会議員 www.onodera-s.com

おの で ら しんいちろう 慎一郎

◆旭区二俣川 2-58-12 Sビル 2A ◆☎:442-8100
FAX:442-8101◆メール:info@onodera-s.com